

令和9年度

養父市商工観光・地域振興イベント補助事業

（養父市商工業及び観光業振興事業補助金）

募集要項

令和8年9月

養父市産業環境部商工観光課

1 事業目的

観光客の誘致イベントや夏祭り等の市民イベント活動に対して支援することで、養父市の商工業及び観光業の振興、地域の賑わい、都市との交流を図ることを目的とします。

2 補助対象事業

観光客の誘客及び地域の賑わい創出を目的としたイベントの開催事業

(例)・地域の名所や特産品を活かした季節イベント

・地域の観光資源を活かした、来訪者参加型の体験イベント等

3 補助対象団体

商工業団体、観光業団体、5人以上で構成する市民団体及び団体の連合組織

4 補助対象経費（案）

補助対象経費等は、今年度（令和8年度）イベント補助事業の実績報告などを受けて見直しを図る予定です。

確定した令和9年度の補助対象経費等は、令和9年4月に通知する認定通知書に併せ、令和9年度本イベント補助事業実施要領を配布し、ご案内します。

上記のとおり、補助対象経費等は、募集時と実施時で変更する可能性がありますので、ご理解の上、申し込みいただきますようお願いいたします。

【イベント事業（令和8年度）】

費 用	対象/ 対象外	内 容	備考
報償費	対象	講師・出演者:上限金額 6,000 円/時間、ボランティア（団体構成員含む）:上限金額 1,480 円/時間	・報償費の交付額は事業費の20%を上限とする。 ・領収書の但し書きに協力内容を記載すること。
	対象外	講師・出演者・ゲスト等への贈答品、賃金（アルバイト代）、日当、金券	・賃金は対象外。
旅費	対象	講師・出演者旅費（宿泊費含む）	・公共交通機関を利用して最も経済的、効率的な区間の実費。（実費とは実際に要した費用）
	対象外	宿泊費に付随する食事代、参加者の旅費、※自家用車の使用に係る旅費、ガソリン代、高速道路料金	※公共交通機関を利用できないやむを得ない理由がある場合に限り自家用車の使用を対象とする。 (30 円/km)

需用費	対象	参加者募集のポスター・チラシ等印刷費、※イベントの看板・のぼり作成費、※イベント消耗品、※事務消耗品、※スタッフ用被服費、スポーツドリンク又はお茶等（事業従事者用）、軽微な景品（缶バッジ・シール・お菓子等）：上限金額 300 円/個、特産品等の景品（やぶの太鼓判認定商品）：上限金額 1,000 円/個、燃料代、水道光熱費、調理用材料費（参加者ふるまい用材料）	・団体が所有・管理する物品のみ対象とする。 ※単品で 1 万円以下のものに限る。 ・事業従事者の熱中症対策として必要な飲料に限り可とする。 ・景品については事前相談必須とする。
	対象外	コーヒーやジュース等の嗜好品	
役務費	対象	新聞等広告費、郵券料、イベント保険料、手数料（事務手数料、検査手数料、振込手数料等）	・広告費とは、「連絡先などを明記して宣伝効果を期待できる、料金に応じて掲載面積、期間、媒体などが明確に設定されている」など、明らかに広告として認められるもの。（掲載媒体の提出必須）
	対象外	収入印紙、協賛金	
委託料	対象	テント・ステージ・客席等イベント会場にかかる設営または撤去費、会場及び周辺の警備委託費、電気・水道にかかる設備費、機器類オペレート費、事務委託料	・契約書、請書を交わすものに限る。（契約書の提出必須） ・事業費の 90%を超える委託はしないこと。
賃借料	対象	会場・付属施設使用料、テント・椅子・机・音響機器等レンタル料、自動車借上げ料	・イベント開催に係る打ち合わせ等会場費も対象とする。
	対象外	当該イベントと関係のない経費	

なお、次に掲げる経費は補助対象外とします。

※補助対象外経費の例

（１）事業実施期間外に発生した経費
（２）完了報告提出期限までに領収書、請求書等を提出できない経費
（３）領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費

(4) 商品券、ポイント等で支払った経費
(5) 事業の90%以上を第三者に委託する事業
(6) 併用する他の補助制度等の対象経費
(7) 補助対象外の事業と共催する場合、それと共用する経費
(8) 参加者から徴収すべき経費及び有料販売にかかる経費
(9) 参加者や団体構成員個人が消費、所有する物品（申請時に認められた例外を除く）
(10) 補助対象事業以外にも使用可能な汎用的経費
(11) 家賃、光熱水費、保守料等の維持管理経費（HP 運営に係る経常経費を除く）
(12) 神事・祭礼等に係る経費
(13) 実質的に会員事業者の営業活動となる事業
(14) その他、事業に直接かかわらない経費や社会通念上適切でない経費

※上記以外の経費で補助対象性の判断が難しいものについては、事業内容や公益性、規則との整合性を踏まえ、補助金申請時の事前相談により個別に判断します。

※参加費を徴収するイベントについて

参加費を徴収するイベントについても補助対象としますが、参加費設定や内容が不適切で、観光振興より販売促進を目的としていると判断できるものは補助対象外とします。

5 補助率及び補助限度額

補助対象経費の1/2以内で審議会查定の範囲内とし、補助限度額は500万円までとします。ただし予算の都合上、補助金の申込額のとおり交付されない可能性がありますのでご了承ください。

補助金額は、1,000円単位とし、端数は切り捨てとします。

6 選考方法

提出された申込書をもとに事務局にて審査します。（養父市商工業及び観光業振興事業補助金交付規則において、妥当な事業であるかを審査します。）

【補助対象経費が200万円を超える新規事業の場合】

養父市商工観光イベント審議会を開催し、審議会の審議により補助事業の可否及び補助額を決定（内示）します。

※市長が審査会の開催が必要と判断した場合は、上記に該当しない事業の場合でも開催する可能性があります

7 選考基準

下記のとおり選考します。

補助対象事業の選考における着眼点は次のとおりとします。

- ①政策合致性：養父市まちづくり計画の主要施策「ライフデザインを描き充実した暮らしの実現」及び「観光振興の推進」に合致しているか。
- ②集客力：幅広い層の参加が期待でき、イベントの開催告知及び結果などを広く広報する手立てがあるか。
- ③計画性：事業目的や内容が明確で、事業規模、実施体制が適切か。
- ④期待度：市民の関心を集めるような話題性があり、活動に取り組む姿勢に熱意が感じられ、市民の共感が得られるか。
- ⑤新規性：新たな取り組みを積極的に実施する計画があるか。

8 留意点

養父市等を問わず、他の補助事業との併用は可とします。但し、他の補助事業の補助対象経費と本事業の補助対象経費の重複は不可とします。また、他の補助事業を併用する場合にあっては、全体事業を示すとともに、そのうち補助を受けたい事業や補助対象経費を明確に区分けしてください。

ただし、次に掲げる事項に該当するときは、補助対象事業としません。

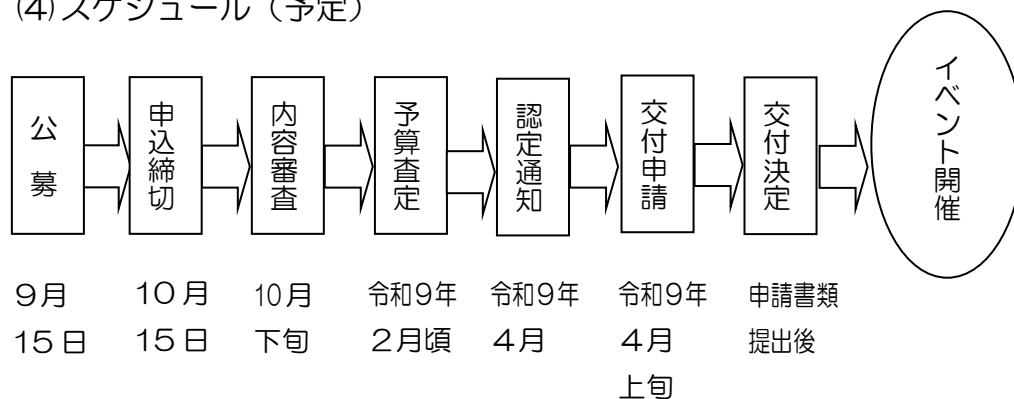
- ・補助対象経費が 50 万円未満のとき
- ・その他、市長が適当でないと認めたとき

9 補助対象期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日

10 応募について

- (1)募集期間 令和8年9月15日（火）から令和8年10月15日（木）まで
- (2)提出書類 申込書、事業計画書、収支予算書、ヒアリング票、申請団体概要書を各1部
- (3)提出方法 持参、郵送、メールにてお願いします。
- (4)スケジュール（予定）



11 申込・問い合わせ先

〒667-0198 兵庫県養父市広谷250番地1（養父庁舎）

産業環境部商工観光課

TEL：079-664-0285

メール：shoukougankou@city.yabu.lg.jp